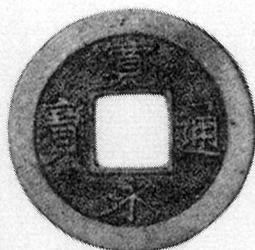
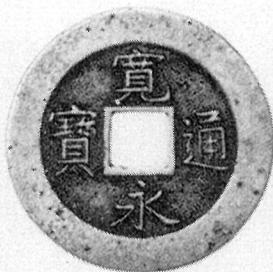


昭和五十六年十月

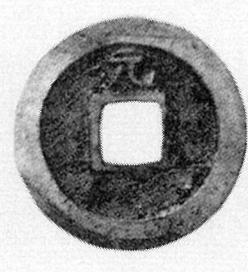
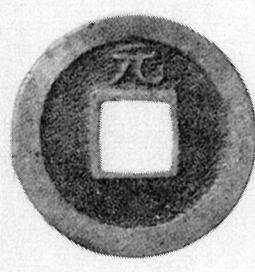
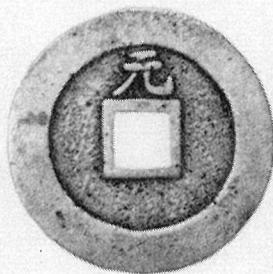
住友修史室報

第六号

表



裏



0.85 叉
(3.19 g)

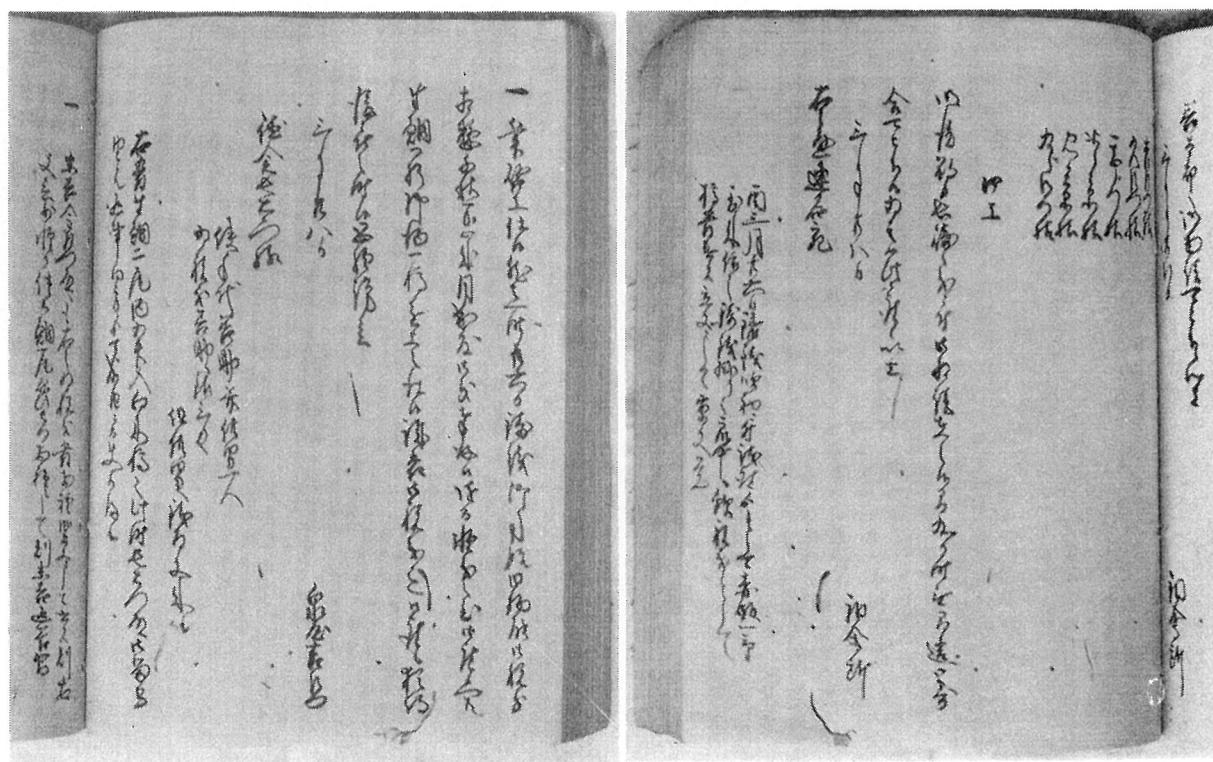
0.7 叉
(2.63 g)

0.55 叉
(2.06 g)

重量

高津新地铸錢

(日本銀行調査局編『図録日本の貨幣 3』より転載)



銅座方要用控(六番)

寶曆十三癸未年正月改

明和三丙寅戊年五月吉日再改

家隸籍貫

明和七庚寅六月吉日三度改

二三五

寶曆十三末歲ヨリ

二三五

明和七庚寅六月造籍貫相除之分

但生國江縣中甲寅號第西大門所足收銀至金
一寢候吉年并其事
一延享三年元服
一寶曆九年嘉慶中不收年
一高宗五年幼名佳善
一萬年三歲多
一丙戌三十二歲方六年相鄰
一丙子年四月之二十二年高宗年號
一壬午年後因山受死役於官

孫列

目 次

銅座の錢座について

小葉田 淳

1

——大坂高津新地の錢錢——

宝暦・明和期の住友の店員について

今井典子

27

後記

46

口 絵 高津新地錢および「銅座方要用控」(六番)・「家隸籍貫」

銅座の錢座について

——大坂高津新地の鑄錢——

小葉田 淳

一

元文・寛保期（一七三六～四三）は近世において鑄錢が盛んであった一時期である。江戸・京・大坂の近郊をはじめ、紀伊中之島・下野日光・出羽秋田・陸奥石巻・佐渡相川・下野足尾・肥前長崎などで鑄錢された。元文元年（一七三六）、金銀改鑄が行われ、従来の正徳・享保金銀に比べ品位を低くし、かつ金貨は軽量となり、錢相場は騰貴して、流通上に諸々の障害を生じた。これらの問題はここでは筆略するが、それが各地に錢座が起り、幕府がまた容易に、時には積極的に錢座を許可した背景をなしたことは確かである。

元文三年（一七三八）四月に大坂高麗橋内両替町の銀座役所に、銀座加役として銅座が設けられた。大坂高津新地の鑄錢は、銅座により經營された錢座の行つたもので、寛保元年（一七四一）三月鑄錢始め、延享二年（一七四五）九月停止といわれるが、これは後に考え方。「三貨図彙」卷四に

元字錢背文面文三様、大中小形有之

元文五庚申年仰付ラレ、寛保元辛酉年ヨリコレヲ铸ル、大坂高津新地別段御用座仰付ラレ、銀座ヨリ加役徳倉長

右衛門・平野六郎兵衛

と記し、大小三錢の面背錢図を載せている。また近藤正斎の「錢錄」に、元文大坂高津錢として

右元文五年十一月より大坂高津新地に於て銀座より加役、掛り銀座年寄徳倉長右衛門・平野六郎兵衛、銀座え近年銅座被仰付候處、長崎御用之錢銅夥敷有之候故なり、別段御用座にて铸る所なり、歲額貳拾万貫文、重七分、

時相場に卖出せし由(鑄錢重宝記)

とある。銅座掛りの銀座年寄徳倉長右衛門・平野六郎兵衛に、大坂高津新地での铸錢を認可されたが、それは元文五年十一月のこととで、歲額二〇万貫文の铸錢も、認可のときの条件かと思われるが、铸錢の実態は史料に即してむろん調査しなければならぬ。「長崎御用之錢銅夥敷有之故」とは、その意味するところはよく分らぬ。延享元年(一七四四)十一月、勘定奉行神尾春央が帰府出立の日に、銅吹屋仲間が大坂旅宿へお目見えのため參集したとき語った中に、当夏地壳銅売買を自由とした理由は、諸国銅捌き方が渋滞しているからで、山元に銅を廻いおくこと、銅を買い占めることは不届きであるとし、さらに錢座のことに言及し、勘定奉行掛りの諸方の錢座は、現在は紀州錢座を除いて铸錢を止めており、当地の錢座(銅座の錢座)は本主(銀座年寄)⁽¹⁾から願い出て出来たものでなく、地壳銅の捌きのため申し付けたものであると説明している。この錢座設置の訴願から铸錢始めにかけてのおそらく一両年間、さらに铸錢始めより延享元・二年まで三、四年間に、大坂廻着銅・地壳銅の事情もかなり変化し、また錢の出廻り・相場も大きく変動している。銅座の錢座經營はすこぶる困難な状態にあって、铸錢地がねの調達などにもやはり苦しんでいた。神尾奉行の意見は、これら実情に即して銅座を支援する立場から述べられているようである。

次に「新寛永錢譜」に

元字錢 寛保元年攝津國高津新地所鑄、銅質黃白二品、模狀四種、徑八分五厘、重一匁、小者徑七分半、幕文元
字在穿上

とある。銅質黃白二品あり、錢形大小ありとすることに注意しておこう。

さて高津新地鑄錢につき「古今参考南水拾遺」なる書に、その経過がかなり具体的に述べられているが、筆致が碑史に類してて、記された事実は正確とはいえぬ。⁽²⁾「寶貨叢錄」に引く「拾遺遠貝錄」六も、多少辞句の出入りはあるが、これと同文といえる。前者は「高津新地新錢座」の題下に錢座出願より結末までを記し、後者は「高津新地錢座御免之事」、「附り新錢座退転之事」の二段に分けて述べている。後者の前段の分をここで紹介し、「附り新錢座退転之事」は後に検討することとする。

これによると、京都銀座年寄徳倉長右衛門・江戸銀座年寄尾本吉左衛門両人が、元文三年（一七三八）より錢座を願い出て、老中松平乗邑が聞き届け、勘定奉行神尾春央が仰せ付けて寛保初めに認可を得たので、代官四（上）田庄九郎支配地天王寺領の大坂高津新地に鑄錢所を建設したという。敷地は三町六反三畝の坪数。竹垣を四方に結び、内に堀を構え、忍び返しを打った板塀をもつて二重に囲い、東方に一門を開き、その内に帶解門があり、出入を厳にした。板塀内に三間に二〇間の小屋二〇軒、大吹場・種小屋・錢納舞台・鍛冶小屋・形小屋・行司場・諸色渡し場等を建てた。徳倉・尾本の名代として高月新九郎・鈴木宇右衛門が頭となり、江戸掛り支配人長岡善八、小屋二〇軒の内の京小屋一〇軒の頭は畠山伝兵衛で、二〇軒の小屋には各に頭があつて鉢中といつた。鑄錢工に、錢頭・盤子^{はんこ}・吹子^{ふきこ}・台摺^{だいざり}・目戸切^{めとぎり}・踏返^{ふみどおり}、また錢仕立工に研頭・平研・丸目^{まるめ}・成打^{なううち}がある。鑄錢座

を元文五年に仰せ付けられるゆえ、裏文字に元の字をすえ、公儀より五万両を拝借、寛保元年（一七四一）三月より銭を始め、延享二年（一七四五）九月まで吹方を継続したと記している。

銭座を願い出た銀座年寄の一人という尾本吉左衛門は、元文四年八月ごろ戸棚勘定役京勤番、寛保元年三月大勘定役江戸勤番に役替、同三年二月に銀座年寄となつていて、年寄として銭座に当初から関係したわけではない。江戸掛り支配人の長岡善八は、寛保元年三月の役替では、戸棚役として江戸住宅となつていて⁽⁴⁾いる。

二

元文二年（一七三七）五月、おそらく大坂銅吹屋から大坂町奉行所へ提出するために認めたと思われる、銅対策についての存寄書がある。⁽⁵⁾もつとも実際に提出されたかは明らかでない。これにはまず近來銅山の老山化したものが多く、生産費が嵩み、稼方を止めるものが増して産銅が減少したため、鋳銭銅も払底し、長崎御用銅にも支障を来たし、地壳向の銅も不自由となつたとし、公金拝借を許されて大坂町中へ貸し付け、その利銀をもつて長崎御用銅代銀その他の補償、諸国銅山の稼行主の資力が及ばぬ普請等への貸付、その他銅山振興のための経費に充てて、産銅増加を計ることを述べている。次に大坂に銭座を置かれて、諸国出銅をすべて大坂へ廻送し、銭座が一手に買い入れ、幕府公用銅・長崎御用銅・銀座入用銅（銀貨鑄造用）・銭座入用銅・地壳細工銅を、銭座よりそれぞれ割符して売り渡すこととし、さらに大坂に銭座一手の常銭座を仰せ付けられたいといつている。すなわち元文金銀改鋳以後、各所に銭座を認可されたが、銅払底のため値段が高く、鋳銭を通用相場に売つても、仕当てに引合いがねる状態であるから、まず暫定的であつても、大坂に銭座一手の常銭座を一ヵ所限り設けるようにして、鋳銭高や、江戸・京・大坂においての売

出し値段等は伺いのうえで下知を仰ぐとしている。常銭座とは金座・銀座などの兼帶支配したもので、⁽⁶⁾ 銄錢年限はじめ諸条件に従つて認可された普通の銭座とは区別したようである。

元文三年（一七三八）四月、高麗橋内両替町銀座役所に銀座加役として銅座が設けられ、右の存寄書に述べられた趣意とほぼ類似した銅の管理法が実現した。銭座は大坂の地元でも西成郡加島銭座が、同八月認可され、翌四年冬より銄錢を始めたというが、實際は四年の三、四月ごろから吹き立てたらしい。銅座の銭座は一手の常銭座というわけではなかつたが、これも実現したので、その理由・目的などは、以下の銄錢経過の事情のうちからも窺われる。

寛保元年（一七四一）正月十二日、過書町長崎御用銅会所の銅吹屋の寄合に、泉屋から太左衛門が出席、その席で富屋九郎左衛門は、このたび銅座は銄錢を認可されたので、泉屋・大坂屋両家から銅座へ対し、伊予の銅山へ下す錢を願い出でられたく、それには出銅を多少でも増すためという意味を書き添えて欲しいと告げた。太左衛門は錢を下す願出は結構だが、銅増産のことは書き加えがたいとし、大坂屋と談合のうえ、近日返答すると述べている。⁽⁷⁾ これによると、前年元文五年十一月ごろに、銭座の認可があつたというのは事実と見てよい。ただし、「宝貨叢録」等が、銄錢座の願出が元文三年よりと記すことの是非は確かでない。富屋九郎左衛門は寛保三年三月、銀座大勘定役から年寄となつた長尾七郎右衛門の縁者で、元禄十四年（一七〇一）小吹屋仲間に加入した富屋藤助の後である。小吹屋で鉛買を営み、銀座との関係が深く、銅座、さらにその銭座がわより銅吹屋と種々の接衝に当たつたのである。

寛保元年三月十九日、差紙により泉屋から多(太)助、大坂屋から安右衛門が銅座役所に出向き、橋本十左衛門・末吉金左衛門立会で、掛け役から、近日銭座の吹方が始まり、別子・立川銅を地がねとして受け取り、代り銅は諸国銅から渡すと告げられた。兩人は、銅山諸働人は以前から長崎御用銅ということで支障なく稼働し、また大坂の吹工も

吹方に手馴れており、別子・立川銅は鋳銭地がねより除免されるよう追々歎願すると述べたが、「先初發之義致延引ニ而ハ御用指支と申もの」とし、今日にも請書を出し、存寄もあれば追って申し出よと頗る強硬であつた。⁽⁸⁾これより先き十日に、徳倉長右衛門から泉屋吉左衛門に同様の内意を伝えており、即日吉左衛門より江戸勤番の大勘定役尾本吉左衛門へ宛てて書状を認め、太助等の陳述と同趣のことを述べ、別子銅の地がね引取の件は用捨されるように、これは尾本の意見として長右衛門へ執成しのことを懇望している。二十日、富屋九郎左衛門は泉屋の太助へ書状を寄せ、泉屋方で別子銅の提供を難渋するのを徳倉長右衛門が憤慨し、このうえは江戸へ伺い差図を願うなど申しており、ともかく別子銅を引き渡し、以後折をみて訴願いたさるべく、長右衛門の気に障らぬよう大坂屋と相談を計られたいと勧告した。二十二日、泉屋・大坂屋連名の請書を銅座役所へ差し出した。それは鋳銭地がねとして別子・立川両銅山出の荒銅を提供し、余山荒銅をもつて代り銅を渡されること、両銅山は余山と格別のものゆえ、歎願したい趣意もあるが、差しかかる鋳銭が延引することにもなるので、追つて申し上げることになろうという意味のものである。

三月二十五日付、泉屋から江戸の平野六郎兵衛宛て書状で、十五日付先便の追啓として、銅座役所へ請書を提出したことと報告し、近々大坂屋と相談し歎願書を差し出すはずだが、この歎願書を御覧のうえ、長右衛門へも然るべく進言されるよう請うてある。尾本吉左衛門へも同日付で同様の書状を送った。平野六郎兵衛は、元文四年（一七三九）十二月、大勘定役より銀座年寄となつておらず、當時江戸勤番で、京勤番の徳倉長右衛門とともに銅座願出の中心人物であった。⁽⁹⁾ 同月二十八日、泉屋吉左衛門は末吉金左衛門を訪ねて、歎願書案文を内見に供した。その要旨は、別子銅は年来長崎御用銅の名目を第一に申し立て、買請米・水抜普請料拝借などの恩恵をうけ、劔人・下財一同前貸も確実に渡され、鋪内普請・諸稼方に心丈夫に出精しているが、銭座用に別子銅を引き取られることになると、銅山数千の

働く中には心得違いのものもあり、騒動などが起ることも懸念されるとし、別子銅一ヵ年出高のうち一〇万斤ほどは銭座用に引き取り、残りは従来どおり泉屋方で吹方を仰せ付けられたいといふのである。つまり別子銅山は幕領に存し、長崎御用銅を第一とするので、種々公儀より助成をうけているが、⁽¹⁰⁾ 銀銭地がねは地壳銅に属し、⁽¹¹⁾ 働人が助成などにも異変が起こると考え、誤解や動搖が生まれることを懸念するといふのである。金左衛門は別子銅二五箇（一箇＝一〇〇斤）ほどしか未だ引き渡されず、歎願書は暫く差出しを見合せ、別子銅五万斤も提供されたうえのことにしてはと勧告した。

さて銭地がねの銅には制約があり、それぞれの銭座について地がねにいずれの銅を当てるとして認可されたか、また実際にどの銅を用いたかを、検討しなければならぬ。紀州中之島銭座は、熊野銅山出銅以外の銅の使用を禁止されている。山城国横大路村銭座の請負人清水清右衛門は、多田の一銅山を稼行しており、同じく有来新兵衛は、長州の銅山稼行に關係していた。⁽¹⁰⁾ また幕府の方針としても含銀銅は、⁽¹¹⁾ 銀銭地がねとして不適当であり、鍛銅でなければならぬとし、銅座もその姿勢を堅持した。鍛銅は含銀銅に鉛を合わせ、銀・鉛を抜き採った銅である。含銀が一定量以下の微量な荒銅は、間吹して間吹銅とし、鍛銅とともに吹いて棹銅とし、あるいは地壳向により多少は品位に高低のある吹銅とするのである。

元文三年（一七三八）五月、泉屋から京銭座へ鍛銅六、〇〇〇斤を渡すこととなり、富屋九郎左衛門から泉屋あてに、一〇〇斤につき銀二六〇目替の代銀請取書をつくり、銭座へ送るよう依頼している。それは鍛銅代銀一五貫六〇〇目を、泉屋より銭座へ預けている銅の代銀と差し引いてもらうように、銭座役所あてに通達するといふ九郎左衛門の案からである。⁽¹¹⁾ この京銭座は、横大路村・紀伊郡伏見村のうちいづれの銭座か明らかでない。同年九月、京都銅仲買が

大坂より上京途中で、横打銭座（横大路村銭座）が密かに購入し囮み置いた越前大野銅を発見し、銭座へ報告、銭座より荷主・問屋を召喚し、双方より口書をとり吟味したことがある。⁽¹²⁾ 元文四年三月、加島銭座所持銅中に美濃の晝飯銅山出銅が六〇〇斤あって、銭座より大坂町奉行所へ、右の銅は銭座地壳銅用にすることを訴えた。奉行所では加島銭座吹方始めのことゆえ、渡すよう命じたが、銭座は晝飯銅は含銀が多く、一先ず銭座へ引き取り、銭銅として渡す必要のあることを再三申し入れた。奉行所より勘定奉行に尋ね合わせたところ、「足り銀在之銅銭取不申候而者不相済候」とし、加島銭座銭始めのことゆえ、晝飯銅は銭座へ受け取り、足り銀無き銅をもって振り替えるよう返答があつた。泉屋吉左衛門は上京、留守で、尾本吉左衛門より大坂屋に立川銅を渡すよう告げ、京より帰坂、尾本に会つた吉左衛門に、向後は、別子・立川の両銅をかかるとき渡すことにならうと語つて⁽¹³⁾ いる。紀州銭座地がね用の熊野銅も大坂の吹屋で抜銀して銭銅を用いた。

しかし別子・立川銅は間吹銅で銀気が薄く、荒銅のまま銭地がねとなつたのである。諸国荒銅の大坂廻着は三、四月ごろは一般に僅少であつて、泉屋・大坂屋の手山の別子・立川銅は、頻繁に絶えず大坂へ廻着していた。しかし銭座は建前として、長崎御用銅・地壳銅用の諸国荒銅の大坂廻着分を買い上げ、吹屋に割り当て預けて吹かせることになつていた。その銭座が銭始めに地がねの調達に苦しみ、強硬に別子・立川銅の引渡しを求めているのは、いささか不審に感ぜられる。

三

寛保元年（一七四一）三月二十六日、高津新地の銭吹始めにつき、銭座より赤飯一重が泉屋へも届けられた。富屋

九郎左衛門からは吹始めの祝儀には、吹屋各自随意に参られたしと連絡があり、祝い先きとして徳倉長右衛門・橋本十左衛門・末吉金左衛門・上月新九郎の名前をあげている。二十八日、泉屋から徳倉に生鰯一折^二_二、酒一樽を贈り、橋本・末吉へもそれぞれ酒肴を届けた。⁽¹⁴⁾京詰の徳倉長右衛門、江戸詰の平野六郎兵衛の両銀座年寄が、銅座請負の錢座の代表人であり、三月、大勘定役として大坂勤番となつている橋本十左衛門・末吉金左衛門は、銅座元締役として錢座掛りの幹部であり、上月新九郎は徳倉の名代であつた。徳倉長右衛門は延享二年（一七四五）の錢座廃止まで、筆頭の錢座支配人であつたようである。

五月三日、大坂町奉行所の御触があり、銀座年寄徳倉長右衛門・平野六郎兵衛に対し江戸で仰せ付けられた天王寺村の新鑄錢を、兩人から三郷町中へ別紙書付のとおり売り出したいと申しており、それにより希望者は勝手次第に買ひ取るべしとあつた。兩人より申し出た新鑄錢賣出法の要領は次のとおりである。

(一) 買出場所は堀江橋通四丁目で、錢賣場の掛札をする。金一両につき前日の錢相場より四八文安に売り出す。(二) 三郷同日に売り出しては、大勢詰めかけ混乱し、事故の起ころうそれがあり、一郷につき一日に二〇町一組、三郷で一日に六〇町三組と定め、順次に希望人へ売り渡す。(三) 每月賣日は四日ずつ、一町への賣渡金一〇両まで。(四) 希望なき町は断りに及ばず、希望のとき町割の際に申し出ること。

しかるに右の賣出法は実情に合わなかつたと見え、翌月兩人から申し出があり、奉行所から三郷中に触れ知らしむべしの御触があつた。すなわち金一両につき相場より四八文安の賣出しを止め、時相場による。町割賣出しも止め、錢座勝手に売り払うこととし、賣場はもとのまま橋通四丁目金屋太郎兵衛方、また武家方・町方ともに賣渡高・賣渡時日の制限なしというのである。

これによると、新銭を铸造してみると、その元値段が意外に高くなり、また新銭需要は予想されたようには多くなかつたと想像される。同年十一月、大坂町奉行所は、銅山入用のため高津新地の新銭を、他領・他国へ送ることを許可し、人馬・上荷船・茶船・廻船等を、銅座から雇用あり次第に運送してよいことを触れた。これは徳倉・平野両年寄が江戸で願い出て聞き届けられた結果であつた。⁽¹⁵⁾ 同じころ泉屋等へ対して、銅座から銅山渡し銭の免許があつたので、別子・立川の入用ほど新銭を渡すことを通告した。泉屋では過分の新銭を渡されても迷惑であると答えている。

同年十一月六日付泉屋あて富屋九郎左衛門の江戸状によれば、徳倉長右衛門は當時在府で、二十日ごろ江戸出立の予定で、富屋も同道して大坂へ参る旨を報じている。徳倉は在府中に高津新地新鋳銭の銅山渡し銭のことを訴願したので、あるいは彼の参府の一半の理由はそのことにあつたのかも知れぬ。

十二月一日、銅座役所は銅吹屋・銅問屋を召集し、高津新地鋳銭をもつて銅代銀の内へ渡すことを、江戸表で徳倉長右衛門が願い出て認可されたので、銅山方銭入用であれば勝手次第申し出るよう申し渡した。また泉屋へは播州の枕坂・金堀両銅山の銅代の内へ銭を請け取りたき希望あれば、積船の所在をも書き、申し出るよう告げた。泉屋では銅を積み登る高砂の問屋の船にて銭を積み下したく、銭請取の件は来春あらためて願うこととし、近く山元より飛脚も来るはずゆえ、熟考のうえ申し上げないと答えた。⁽¹⁶⁾ 銅代銀の内に新銭を請け取ることを、積極的に歓迎しておらぬようと思われる。

さて元文金銀改鑄以来、銭相場は高騰して、元文二年（一七三七）から大坂町奉行所では、しばしば銭の買占め・囲込みや他所・他国へ多量に移出することを取り締り、同四年には他所・他国者へ売る銭は、銀三〇目以内に制限している。同三年十月、泉屋から町奉行所に訴願して、予州表で銭が払底し、銅山近所はもとより、鞆・尾道あたりでも

錢の調達は困難であり、当地で一ヶ月に錢五〇〇貫文ずつ買い調べ、予州銅山へ下す許可を与えられるよう請うている。

元文以降三都の錢相場については、他日述べたいと思うが、大坂の相場は元文三年に(錢一貫文につき)銀二〇匁七、八分より二五、六匁、諸国との引合いでは二八匁より三〇匁にまで取り引きされた。同年十一月、大坂・京で二二、三匁といわれ、元文四年四月、大坂で二一匁四分であった。同六月、大坂で二二匁余、ところが寛保元年(一七四二)三月、すなわち高津新地鑄錢始めのころより錢相場が下がり、一五匁より一八匁までの程度に落ちた。前述のように新錢売渡しの仕法を全面的に改めるようになった事情でもあり、また徳倉長右衛門が銅座の銅代銀支払いの内に新錢をあてることを御勘定所へ訴願し、泉屋等も特にこれを歎びほどでなかつた所以でもあらう。

四

寛保元年(一七四二)十月二十三日付秋田藩江戸屋敷詰の財用方役人大塚源内・秋山宮内より国元の財用方宛ての書状に、秋田鑄錢は目方八分のところ、地がね値段・吹方諸経費の高騰のため目方の軽減を計り、御勘定所訴願の次第を考慮中であるが、それにつき大坂表の銅座の鑄錢が、目方六分五厘という頗る軽量であることを述べている。すなわち銅座の鑄錢が六分五厘であることは、秋田でもすでに承知のことと江戸へも連絡があり、世上一統通用錢にあって、銅座のみ格別軽目に仰せ付けられたのは不審であるが、「銅座鑄錢之儀者拝借又者上納之次第茂訳有之、御直吹程之御取立有之様ニ相聞候云々」とし、秋田鑄錢も同様六分五厘の目方に願いたく、それが不可能なれば七分に軽減する許可を得たいと記している。この書状に追記して、勘定奉行神尾春央の用人近藤幸太夫の談として、銅座鑄錢目

方六分五厘は軽目に過ぎ、鋳立のとき損錢が多く、却つて損失となるので内々目方七分にする方針だと聞くといい、銅座の錢は裏に元の字を付け、そのためそれだけ薄くなり、損錢も多く出るとある。⁽¹⁸⁾ また十一月十三日付源内・宮内より国元の財用方あて書状に、同じく幸太夫の談として、「銅座之鋳錢六分五厘之儀者、竿銅ニ而吹立候故、銅之生宣候故之事と承候、御國之鋳錢等者荒銅ニ可有之候」と記している。寛保三年閏四月二十四日付秋田藩京都留守居役赤石六郎兵衛より秋田・江戸秋田藩屋敷両所あて書状に、銅座鋳錢の目方増加の雑説を報じており、別に大坂屋武左衛門よりも連絡のあつたことが見える。銅座鋳錢は去春より六分五厘に仰せ付けられたが、このたびこの鋳錢のみ、往年の文錢のとおり九分の目方とするよう命ぜられ、現在銅座で請けるべきかどうか評議中であるという。諸国銭座鋳錢は、目方はそのまま構いなく、銅座鋳錢が殊のほか小形で見苦しく、目方を増すように命ぜられたと聞くとの、武左衛門の報告があつたという。

秋田鋳錢の目方輕減の問題はここでは略するが、以上の内、幸太夫談なども必ずしも正確でない点もある。銅座鋳錢が竿銅を地がねとしたわけではなく、鍍銅や荒銅をもってあてたことは、上方その他の錢座と殆ど変りはなかつた。

寛保元年十一月九日秋田出足、十一日江戸着の財用方の飛脚便に、秋田錢座支配人の一人岩屋新五郎が頃日上方より帰国、その談として、当年秋田の錢相場は一貫文につき銀一六匁七、八分、小遣の相場は五八文ほど（一七匁二、三分に当たる）、銀との両替に六〇文余（一六匁六、七分）、これに対し上方錢相場は一七匁二、三分ゆえ、上方での買物代として廻錢するも、予想外に銀に対して有利とはならぬといつてはいる。寛保二年五月四日京都出足、赤石六郎兵衛の飛脚便は八日夜江戸着、十日江戸出足の飛脚便で国元財用方へ申し送られている。それによると、五月三日、大坂町奉行所より五年以前午年（元文三）錢荷物を他国へ送ることを禁止したが、向後は午年以前のとおり錢売買は勝手とす

る御触があつたという。⁽¹⁹⁾ また京都錢相場は三日朝までは六二文ほど（一六匁一、二分）、同日晚より六〇文・六〇文半となつたといふ。さらに同月十三日京都出足の赤石の飛脚便は十八日江戸着、二十日江戸出足飛脚便で国元へ申し送られたが、これに秋田藩用達の大坂の間屋雜賀屋七兵衛・長浜屋源左衛門両人の報告を載せている。すなわち兩人は五月六日、大坂町奉行所へ呼び出され、諸国より大坂へ錢を登すことも、大坂より他国へ錢を送ることも、商売勝手次第と仰せ渡されたとある。かくて京・大坂の錢相場は強くなつて、日により変動はあるが、一六匁七、八分より一七匁三、四分までであると記している。また五月二十五日秋田出足、六月六日江戸着の財用方の飛脚便に、大坂金沢仁兵衛方より秋田鑄錢方支配人へ届けた消息の内容を報じている。それには五月二日大坂東町奉行所に、淀・紀州各錢支配、秋田錢支配長浜屋の三人が呼び出され、今後錢払方は断るに及ばずと告げられたとあり、錢相場は五月朔日まで（一貫文につき）一四匁八、九分から一五匁ほど、二日御触以後一五匁三分、三日一六匁三、四、五分、四日一五匁八、九分と、いくらか下げたが、その後あまり下がらぬ見込であるとある。またこの財用方書状に、五月八日酒田へ届いた町飛脚の、大坂錢相場は一七匁替で、五日以後も下げぬという消息を記している。さらに、長浜屋等より秋田錢座支配人へ届けられた報告も載せており、それに大坂錢相場はこの間（御触以前）より錢一貫文につき一匁四、五分引き上げており、このうえ少しほは高くならうが、それほどのことはあるまいとし、錢相場は近來何方も下直ゆえ、他国送りを免許されたのであらうと推測している。さらに長浜屋の紙面に、「高津之鑄錢相止筈之由、此儀者其以前錢下直故ニ止候儀与相見得候、高津之鑄錢者則銅座之鑄錢ニ而、右之通錢も上り候故、定而此節ヲ取立申ニ而可有之由被仰聞候」とある。高津新地の鑄錢は、五月二日御触以前、錢相場が下直のため鑄錢中止が伝えられ、以後相場がやや高くなつて、やがて再開されようといふのである。「被仰聞」とは、長浜屋等が大坂町奉行所内の御金方役所など

で聞いたのではあるまい。

以上のように銅座の錢座の鋳錢がようやく途に着く時期に当たつて、その運営には困難な問題があつたのである。地がね調達もやはりその一つであつた。

寛保二年（一七四二）八月二十二日京都出足、赤石六郎兵衛の定六日便は二十九日江戸着、翌晦日さらに秋田へ送られた。これによると、大坂屋久左衛門からの書状に、銅吹屋富屋九郎左衛門が出府、大坂屋の江戸店武兵衛方に、秋田鋳錢が大坂へ登るため、錢相場が下がり、大坂の錢座が迷惑するから登錢を止め、その分だけ秋田鋳錢を減じ、その地がねを一〇万斤でも一五万斤でも、よい値段で大坂錢座へ買入れるよう差配するから、秋田へ尋ね合わすよう申し入れた、武兵衛は一先ず拒絶したが、強硬に依頼するので、大坂屋の秋田店兵左衛門へこの旨申し送つたというのである。また大坂屋武左衛門からの書状にも同様の報告があり、「扱九郎左衛門儀ハ元来銀座を出候仁ニ候間、内々ハ申合候事と奉存候」と付記し、富屋は元來銀座とながりがあり、秋田鋳錢・地がねのことも銅座と内密に相談したのであらうと推量している。富屋は銅座の依頼で七月中に江戸へ下り、二十二日に武兵衛方を訪れたのである。江戸秋田藩屋敷の諸役人は国元の財用方とともに、富屋の申し出の対策に苦慮したが、江戸より備中の吉岡銅山へ赴いた富屋から、十月十六日付の奥田（大坂屋）久左衛門あて書状において、右の申し出はなかつたこととしたいという趣意を書き送り、一段落した。この書状で富屋は長尾九郎左衛門と署名しており、やがて銀座年寄となる長尾七郎右衛門と同族であることを示している。

寛保二年九月、銅座から泉屋・大坂屋あてに、別子・立川両銅山出銅を御定値段で銅座へ買取るうち、五歩どおりづつ当年から年々天王寺村錢座地がねに渡すべき旨を八月二十三日御勘定所から仰せ渡されたと通達した。九月五

日付兩人からその請書を銅座役所へ差し出している。⁽²⁰⁾ 寛保元年分別子銅大坂登高は六〇五、八五〇斤、同二年分は同じく七四三、六一〇斤で、一〇〇斤につき代銀一七一枚九分六厘で銅座買上となつていて⁽²¹⁾いる。寛保二年の天王寺村錢座地がね用の別子銅は三七、一八〇斤ほどとなる。立川銅山の產銅高は元文四年より延享初年にかけ、一ヵ年五〇万斤を超えており、寛保二年の產銅高は五四六、二八一斤ほどと報告されている。⁽²²⁾ 産銅高そのままがその年の大坂登銅高ではないが、別子銅と合わせ、寛保二年錢座地がねは六万五、六千斤ほどとなる。同年十一月五日付秋田藩江戸詰勘定奉行から國元財用方あて書状には、十月二十日勘定奉行神尾春央用人の近藤幸太夫の談として、江戸の錢相場が高く、大坂銅座鑄錢の増吹を命じ、鑄錢はすべて江戸へ廻わし、大坂払いを停止させたということを述べている。

銅座が銅代銀・吹賃銀等の支払をはじめとして資銀の調達に、設立後間もなく困難となつた経過は、錢座の運営にも直接関係することであるが、本稿では詳しく述べる余裕はない。ここに一例をあげる。延享元年（一七四四）三月、銅吹屋仲間は銅座から銀調達方を頼まれ、泉屋吉左衛門・丸銅屋次郎兵衛・平野屋忠兵衛・富屋九郎左衛門の四人の名前判形をもつて、辰巳屋久右衛門から吹屋仲間として銀二〇〇貫目を借用して銅座へ用立て、引当として鑄錢地がねの銅一〇万斤を仲間に預り置き、一ヵ月銀二五貫目ずつ錢座より請け取り、預り銅から一二、五〇〇斤ずつを錢座へ渡し、八ヵ月賦すなわち十月二十五日を返済の期限とした。「辰巳屋通帳」によると、泉屋あて預け銀利足の請取として、五月四日、銀四貫五〇〇目を記入しているが、これは一ヵ月利足九朱とし、元銀二〇〇貫目にに対する二月半より四月まで二ヵ月半の利足に相当する。同年七月十二日付富屋より出した吹屋仲間廻状によると、五月分銀二五貫目がこのころ渡り、六月分は当月晦日に渡るはずとあって、月賦返済も遅延があつたことが知られる。翌延享二年四月朔日付で、銅座元締役連名をもつて、銅吹屋あて辰巳屋出銀の預り証文を書き替えて、銀一〇〇貫目、来る

六月二十九日限り返済、一ヵ月九朱の利足付としている。ところが先証文には引当に鑄銭地がねの銅を渡したが、当節は銭座方の銅も銅座の地売方の銅も引当とすべきものはない」とある。そして六月末にはようやく半額五〇貫目を返済したのみであつた。⁽²³⁾

延享元年（一七四四）七月、銅座は長崎御用銅のみを買い入れて、地売銅用の荒銅は、山元より勝手次第に売り捌かすことになった。しかし銅座の銭座の地がね調達はやはりよくない。九月十八日付富屋九郎左衛門からの銅吹屋仲間あて廻状によると、銭座吹元銅はすでに遣い切っており、別子銅・立川銅・生野銅（山元で抜銀する）所持分はいかほどでも銭座へ渡すようにと記し、これに銅を加え、本日より毎日五〇箇（一箇＝一〇〇斤）ほどずつ銭座へ遣わされたく、合計一五万斤（一ヵ月につき）の差紙を出して置き、廻着銅を追々銅座で買い取り、右の代り銅として渡されるはずと述べている。翌日富屋から泉屋の太助あての書状に、昨日銭座へ赴くに、所持銅は今日の吹立にも足りぬ、今日中二〇〇箇ほど遣わされぬときは差し支えるから、別子銅でも、銅を加えてでも、都合五〇箇を今日中に渡されるよう元締中も申しているといつていて。二十一日付太助の富屋あて返答書に、絞銅二五箇・別子銅二五箇計五〇箇を船積して送ったとし、先般銅座は長崎御用銅のみ買い上げることになり、銭地がねは地売銅のうちとして買い入れるはずだが、この別子銅は長崎御用銅買上げのうちか、それとも泉屋所持分を特別に買い入れることになるのかと質している。翌日付富屋の返書には、銅座へ質したところ、一ヵ月一五万斤ほど吹屋から銭座渡しが考えられており、以前よりの格で荒銅は引き続き渡すよう申したが、九月では吹屋渡り銅の吹立も終わる時期ゆえ、向後は銅で渡されるよう申すことになるとある。十月十日、泉屋から銭座入用に銅一万斤を売り渡している。十一月二十八日付銅座元締役で銭座掛りの末吉金左衛門から富屋あて書状で、銭座地がねが差し支えており、このほど別子銅二四〇丸（一丸＝一〇〇

斤) が泉屋へ廻着したので、銭座買入れを談合するよう求め、御用銅以外の別子銅は銭座へ渡すことを泉屋も申しており、御用銅と同値段で買い入れると付記している。

長崎奉行田付阿波守(景麿)は江戸より長崎へ帰任の途、大坂に寄り、(延享元年)九月二十三日、銀座年寄徳倉長右衛門・同長尾七郎右衛門等立会で、泉屋ほか銅吹屋五人に對し、今年オランダ商売半減を仰せ付けられた事情を告げ、銅座のものが努めている中にも、徳倉長右衛門は格別に出精しているにもかかわらず、「然ルニ座人之中より長右衛門義いらざる世話を致し候など申族も有之様ニ相聞へ、是全有間敷事ニ候、共々ニ出情も致、御用方無滞可相勤筈之所、如何致たる事と存候、乍序申聞せ置候」と語つてゐるのは注意される。田付はさらに、地壳銅売買は自由になつたが、買ひ占めるものがあり、銭座方入用銅に手支えさせると聞くとし、泉屋は吹屋筆頭でもあり、他の吹屋にも謬なきよう申し合わせよと告げてゐる。⁽²⁴⁾ 徳倉長右衛門は高津新地銭座の筆頭支配人であり中心であつたが、地がね調達にも強引きが感ぜられて、銭座運営は必ずしも円滑ではない。座人の中にも彼の恣意的な行為に対し、おそらく批判的な意見のものが多かつたのであるまい。

この年十一月、勘定奉行神尾春央が大坂を訪れ、二十二日帰府出立の日に吹屋仲間を呼び、徳倉・長尾等も立会つて語つた中に、銭座のことにつれ、日光銭座のみは勘定奉行掛りでないが、その他の銭座はその掛けりで、當時諸方銭座はみな銅錢を止めて、現在紀州銭座一カ所だけ残つてゐるが、吹きかかつたとは聞かぬと述べ、「当地之銭座(高津新地銭座)ハ本主る願候義ニ而も無之、地壳銅之捌之為メ申付候事ニ候、是等之義心得違無之様ニ可相心得候」といつてゐる。⁽²⁵⁾ これによると、九月、吹屋より毎月一五万斤ほどの銭座渡しの方針を打ち出したにもかかわらず、十一月、すでに銅錢中止の状況であつたらしい。そして吹屋が地がね提供に消極的で、非協力的な姿勢であるのに対し、勘定

奉行は徳倉等の意をうけて、諭告したものらしい。

延享二年（一七四五）四月十五日、富屋は銅吹屋名代中あて廻状を出して、銅座元締役伊丹与右衛門より明日までに銭銅五万斤、少なくとも、二、三万斤ほどでも、銭座地がねとして渡したしという書状が届き、吹屋仲間より銭銅の出来を聞いたうえ、銭座へ渡しうる斤高を知らせると答えたと告げ、十七日中に銭座へ納めうる銭銅出来高の書付を、今晚までに過書町銅会所へ提出するよう求めた。富屋は十七日付泉屋・大坂屋の名代あて、銭座へ一、二万斤地売用の銅を一両日借用し、買入銅をもつて近日返済したいという銅座方よりの依頼を述べ、それが困難であれば、所持銅は吹銅として売り払った旨を富屋まで回答して欲しいとしている。泉屋は銭銅は殆ど所持せず、振替調達はできぬと断っているが、大坂屋も同様であつたと思われる。

銅錢地がねとして銅のほか、鉛の調達も苦慮したようである。寛保三年（一七四三）四月、銅座役所へ吹屋を呼び、長崎御用銅用の焚鉛より銭座入用として、二、三万斤振替方を依頼し、長崎表・江戸表買入鉛が七万斤ほどあるが大坂へ未廻着のためといつてはいる。延享二年正月、吹屋は延享元年分の長崎御用銅用の焚鉛として津軽鉛一二万斤を購入、同年冬、残り鉛一六、八〇〇斤余を請け取り、その内一五、〇〇〇斤を銭座より借用を希望したが、御用銅用の残り焚鉛がなきため、銭座借用を一万斤とし、六、八〇〇斤余は御用銅用としたいと、銭座あて申し出ている。⁽²⁶⁾

五

さて「宝貨叢録」、「古今南水拾遺」に、高津新地銅錢座が元文五年（一七四〇）仰せ付けられ、寛保元年（一七四一）三月より銅錢を始め、延享二年（一七四五）九月まで相続、あるいは延享二年丑九月朔日退転と記している。

延享三年正月、銅吹屋から銅座役所に対し、長崎御用銅焚鉛の直違銀前借の年賦返済上納銀三〇貫目の渡方を、延享二年冬願い出たところ、銅座役所は、「天王寺村錢座鑄錢方御差止メ被遊候得者、右年賦銀三拾貫目御渡被成方無御座」といい渡したので驚いたと述べて、年賦残銀一八〇貫目の拝借方を請うて⁽²⁷⁾いる。直違銀というのは、元文五、寛保元年と焚鉛値段が高騰のため、御用銅吹賃銀中に含められた從来の焚鉛値段との間に生じた差額で、銀四一〇貫目に達した。銅吹屋はその額の前借を長崎奉行より許されたが、寛保三年にいたり、返納を命ぜられて、銀二〇〇貫目を上納、残りを延享元年から年三〇貫目ずつ七ヵ年賦返納となつた。直違銀は吹賃銀の内として、銅座から支払われるべきものであり、延享元年三〇貫目を銅座より請け取り、年賦上納したが、同二年に鑄錢方が差し止められ、年賦銀の渡方不能という言い分は、直違銀と錢座は別問題であり、銅吹屋が驚いたのも当然である。しかし銅座が銅代銀・吹賃銀はじめ諸方借入銀の処置など、運営資金にゆき詰っていた事情の一端は、後にも触れるが、錢座經營もその中にあつたのである。延享元年十一月、神尾奉行が前述したように、紀州錢座以外の勘定奉行掛りの諸錢座は、みな吹方を止めていると語り、銅座の錢座も殆ど作業していなかつたらしい。翌二年夏にかけて、僅かに地がね調達ができる範囲で鑄錢した程度らしい。九月に錢座が差し止められたとして誤りなかろう。

「宝貨叢録」等に、高津新地錢座関係人の不行跡と責任と、その結果を伝えている。徳倉長右衛門・尾本吉左衛門の名代高月新九郎は富屋九郎右(左)衛門と共に謀、大吹方種小屋仕入銀を借出して遊興等に浪費し、富屋は米相場に手を出して大損をうけ、兩人で拝借金五万両のうち八、五〇〇両余を引き負い、その下の手代・役掛りまで私欲に走り、諸勘定帳面の出入二万両余に及んだ。このため拝借金が上納できず、延享二年九月朔日退転し、すなわち錢座廃止となつたという。そこで銀座年寄徳倉・尾本は申しわけが立たず、尾本は江戸表で切腹し、徳倉は法駄となりト斎と名

を改め、両家身上没収、また新九郎・九郎右(左)衛門はじめ、多勢流浪となつて、上納金二万両余が不足につき、地所が召し上げられて、宝暦中御米蔵を建てられたというのである。⁽²⁸⁾

この記述には明かに誤謬や不正確な事項が多い。この銭座の訴願者は、京都銀座年寄徳倉長右衛門・江戸銀座年寄尾本吉右(左)衛門兩人とするが、尾本ではなく、平野六郎兵衛である。延享二年(一七四五)九月廃止のときも、徳倉と平野が責任者であつたと見られる。六郎兵衛は同年十二月九日没している。「大坂御城代公用人諸事留写」に、「延享二年銀座年寄徳倉長右衛門・平野六郎兵衛銭座相止候事」と記すは、まずは妥当であろう。

富屋九郎左衛門は吹屋仲間の一人で、銀座年寄ともなつた長尾七郎右衛門の縁類であることは前述した。銭買の人、すなわち銀座下銀下買方で、銀を買い集め、銀座へ売り納めた。吹屋が銅より鉋つた灰吹銀も、彼等の手で銀座へ売り上げた。延享版「難波丸綱目」に、銀座下銀下買之分として、富屋九郎左衛門・川崎屋平右衛門・鉄屋吉兵衛の三人が記される。延享三年八月、吹屋の富屋伊右衛門が、銅座役所から銅割当を中止されて吹方を差し留められた。これは元主人に当たる九郎左衛門へ勤方が鹿略であり、特に「此間九郎左衛門身上不如意ニ付、世話を茂相願之処、取敢不申、出入茂不致之由」、これを咎められ、また銅座への勤方もよくなないとされた結果である。九郎左衛門は元文五年(一七四〇)五月に日向那須銅を引当に銀六貫目を、同年十一月、備中足守銅山仕入銀二〇貫目を丸銅屋次郎兵衛とともに、銅座より借用しており、銅座廃止の寛延三年(一七五〇)当時も未返済のままであつた。これによると、これら銅山稼行にも関係したようだが、銭座廃止のころには身上を悪くし、困窮していたらしい。しかし寛延二年八月、銭買に川崎屋茂兵衛・錢屋善兵衛二人を加えられ、五人となつていて、九郎左衛門は銭買を勤めており、同三年八月四日、銭座廃止を告げるため同役所へ召集された吹屋一五人中に、九郎左衛門は伊右衛門とともにあつた。さら

にそれより一ヵ年後の宝暦十一年（一七六一）正月の吹屋仲間一四人の申し合せ一札にも、同名両人が加判している。⁽²⁹⁾

尾本吉左衛門が銀座年寄役となつたのは、寛保三年二月二十九日であるが、銅座廃止の前後に銅座役所の中心となつて勤めていたことは確かである。寛延三年八月四日、尾本よりの廻状により、銅吹屋・銅問屋一同が銅座役所へ集まり、銀座加役銅座御免となつたこと、自今御用銅は長崎直買上となることを告げられた。その前日、彼等は過書町の長崎御用銅会所において、出役人為川甚右衛門から、七月二十四日、江戸で御勘定所へ年寄末吉金左衛門が呼ばれて、銅座廃止をいい渡されたことを知らされている。その後に尾本吉左衛門からおそらく町奉行所へ差し出した「銅座勘定帳」は、銅座の收支計算を考えるうえに重要な史料であるが、ここではその検討は省略する。⁽³⁰⁾ この中で、銅座廃止のとき、銅座から支出し回収未納分・損失分として、銀三、三三八貫目余を計上しているが、その内訳は次のとおりとなつていて、銀九〇〇貫目余、前貸および直稼（銅座直営）仕入分として諸銅山へ銅座より渡した銀で、その内四〇七貫八〇〇目余は銅山仕入損銀で、回収不能の棄捐となつていて、四三八貫目ほど、銅座設置のときの施設費・調度備品費。八〇〇貫目余、銀座役所へ立て替えた分。一、二〇〇貫目余、「元年寄徳倉黙斎銭座相勤候節、銅座より取替置候分」とし、さらに「是者先年銭座御用徳倉黙斎・平野六郎兵衛へ被仰付候内、銅座より取替相成候分、追々致相対可請取分」と説明している。これによると、銅座から銭座への取替銀は一、二〇〇貫目余、すなわち金二万兩余となつていて、銭座廃止後五カ年を経た當時も、なお未返済となつていたのである。

徳倉長右衛門が法駄となりト斎と名を改めたという話は、寛延三年（一七五〇）当時は黙斎と称しているから、無根とはいわれぬかも知れぬ（黙ニ默。このよみが正しいかはなお検討を要する）。寛延二年正月七日、徳倉長右衛門は昨日夜船で京より大坂へ下向したことが記されるから、このときは未だ名を変えていない。同年五月、泉屋から金三〇両

(代銀一貫八四五匁)を九月限り返済の約束で借用したとき、徳倉長右衛門の名となつてゐる。⁽³¹⁾延享三年正月、大坂堂嶋米両替屋株は、從来株札五〇軒のところ一〇軒増となり、この分は徳倉長右衛門に仰せ付けられ、長右衛門名代のものがそれぞれ名前をたて、米売買・両替を勤めることになつた。⁽³²⁾

さて前述の尾本の「銅座勘定帳」につけた符箋に、銅座の借入分・損失分として、銅山仕入棄捐分銀四〇七貫四〇目余、銅座損銀一、六〇七貫目余、他借分銀一、二〇〇貫目余が計上されている。他借分中で泉屋からの借入銀・別子銅代銀渡方延引分がその半分を占めている。寛延二年十月、右の預り銀について銅座元締役印形をもつて、当座証文を口々に渡すが、返済は約束どおり実行する旨の一札を、泉屋手代藤兵衛あてに納れている。この一札の署名人は銀座年寄尾本吉左衛門・橋本十左衛門と、銅座元締役徳倉十次郎・長谷川七左衛門・平野七郎兵衛である。寛延三年二月³³同年七月の銅座元締役尾本半右衛門・平野七郎兵衛・徳倉十次郎・中村吉右衛門署判の銅代銀預り証文九通、同年五月の泉屋あて三井組為替一枚計銀二〇〇貫目の銅座元締役三人と銀座年寄尾本吉左衛門連名の預り証文、以上で計銀七九一貫九二七匁となり、この内一一九貫目を寛延三年中に返済している。

以上によると、寛延二年十月の一札には、徳倉長右衛門は銀座年寄として加判していない。寛延三年九月の尾本吉左衛門の「銅座勘定帳」に、「元年寄徳倉黙斎」と記しているので、銅座廃止のころには銀座年寄をすでに罷めていたらしい。また寛延二年五月ごろには、なお長右衛門を称している。これらを合せ考へると、長右衛門は寛延二年五月より翌年八月銅座廃止までの間に、銀座年寄を辞し、それと前後して法駄となつて名を改めたようである。それは錢座停廃後四カ年ほども経過している。「宝貨叢録」等に、錢座が二万両余の拝借金を上納できず退転し、銀座年寄徳倉・尾本は申し訳けが立たず、尾本は江戸表で切腹、徳倉は法駄となりト斎と名を改め、両家身上没収と伝えるが、

尾本吉左衛門については全く謬りであり、徳倉長右衛門の法駄・改名につき、多少問題が残るかも知れぬが、身上没収は事実でない。金二万両余は公儀押借金ではなく銅座よりの借入金で、銅座の損金となつていて、ただ徳倉は座人中よりも専横的な行為につき批判があつたほどで、銀座年寄を罷め、また法駄となつたことは、多少銅座の責任をとつた結果かも知れぬ。しかし銅座元締役として最初より銭座掛けを勤めた橋本十左衛門・末吉金左衛門が、延享四年（一七四七）には銀座年寄を勤めているほどで、銭座の責任そのものについては余り問題ともならなかつたと思われる。

泉屋に対する銅座の借財は銀座に引き継がれたが、宝暦三年（一七五三）六月、京都で銀座年寄・元締役が、借銀残り六七二貫九二七匁について少しでも返済に努めるという一札を泉屋に納めている。この一札の署判人の銀座年寄に、日比五郎左衛門（在江戸に付無加印）・末吉金左衛門・徳倉黒斎とあるので、徳倉はあるいは年寄に復帰したのであろう。なお、寛政六年（一七九四）十一月になつて銀座元締役より、暫定的だが残銀六七二貫九二七匁に対し、盆前・極月両度に五〇〇目ずつ、毎年僅かに一貫目を返済するという一札を納れる始末であつた。

銅座の銭座開設の企画とその經營は、銅座が資銀繰りに苦しんだ状態から見ても、その一つの対策であつたことが察せられる。銅代銀に替えて铸錢をもつてする支払を考えたのも、その例と思われる。

しかし諸方の銭座が多く元文初年から始まり、元文年中すでに铸錢事業が進行していたのに對し、銅座の铸錢開始は時期がおくれていた。すなわち上方では諸方の铸錢もようやく出廻つており、銭相場も下がつてきていて、しかも銅・鉛の地がね値段は、一般に騰勢にあつたのである。徳倉長右衛門等の铸錢地がねの調達には、銅座という有利なはずの立場からの、かなり強引な方法は、却つて銅吹屋の抵抗を招く点もあって順調ではなく、一時は铸錢休止すら伝えられたのである。铸錢地がねの具体的な数量は不明であるが、別子・立川銅がそのかなりな部分を占めたことは

事実である。元文の江戸や秋田の錢座鑄錢の大吹かね合すなわち地がねとしての銅・錫・鉛の割合は一定しており、錢一錢の目方は八分とされている。秋田の場合、地がねの銅・錫・鉛の合計貫目に比較し、一錢目方八分の鑄錢高の目方が一割二分の減目と計算されている。秋田では荒銅を地がねとした。さて銅座鑄錢の地がね割合は右に準ずるものと仮定し、減目を秋田なみに考えて、一錢目方を七分ないし九分とする。もし歳額二〇万貫文が予定の鑄錢計画であれば、目方七分として地銅七〇五、〇〇〇斤余、同九分として九〇六、〇〇〇斤余を必要とするであろう。おそらく實際はその三分の一の鑄錢ができたかも疑問である。僅か四カ年半の鑄錢に金二万両余の借財を残したままで廃止となつたのである。

(昭和五六、八、一五稿)

註

- (1) (25) 「年々諸用留」六番 「御勘定奉行神尾若狭守 (延享元年)十一月廿二日朝、於御旅館御目見之節」、この旨を「畢竟御異見御口上ニ而、染々御意被成下候也」
- (2) 「古今南水拾遺」卷之八、『大阪市史』第一 七一四～五
参考 (6) 明和二年(一七六五)七月、幕府は後藤庄三郎に命じて、龜井戸村の地に金座の兼帶支配する錢座、いわゆる鑄錢定座を建てた。水戸藩などで鑄錢が許可され、長崎・佐渡などにも錢座が設けられたが、原則的に江戸の定座の差配に属した。
建てた。水戸藩などで鑄錢が許可され、長崎・佐渡などにも
錢座が設けられたが、原則的に江戸の定座の差配に属した。
常錢座は定座に通ずる意味のものか。
- (3) 『日本財政經濟史料』第二卷 七六八～七七〇頁に拠る。
- (4) 「銅座方要用控」六番 寛保元年三月二十三日、富九殿より
(7) 「銅座方要用控」六番 寛保元年正月十二日
(8) 右同 三月十九日付覺、以下註記省略が多い。
- (9) 「銅座方要用控」四番 元文四年八月、銀座年寄并諸役人
廻状之写

銅座加役共ニ。「銀座役人由緒書」(『日本經濟財政史料』第二卷所収)に、平野六郎兵衛元文四、十二、十八年寄役とある。

(10) 紀州銭座地がねについては、近く『熊野誌』上に述べる。

「銅座方要用控」三番 元文四年四月二十三日条に、泉屋加右衛門が尾本吉左衛門の質問に答え、多田のうち「当分式ヶ所は京都銭座清水氏より今相稼居申候」とある。『翁草』巻之百四十五に「有来新兵衛先年銭座年寄たりし頃、長州の銅山へ常々通路あり云々」と記す。これらについては他日述べようと思う。

(11) 「銅座方要用控」壹番 元文三年五月二十三日、この銭銅は銅座より預かれた荒銅を泉屋が吹いたものである。

(12) 「銅座方要用控」武番 元文三年九月二十五日着、大塚屋甚右衛門書状

(13) 「銅座方要用控」三番 元文四年三月二十六日

(14) 「銅座方要用控」六番 西(寛保元年)三月二十六日、同二十八日付徳倉宛泉屋吉左衛門文案、末吉金左衛門返答書写

(15) 『大阪市史』第三 触一七八二・一七八六・一八一〇

(16) 「銅座方要用控」六番 寛保元年十二月二日、同十八日

(17) 「年々諸用留」五番 元文三年十月二十九日、泉屋吉左衛

門代嘉右衛門願書

(18) 「國典類抄」雜部十五 大塚源内資清御財用方御勘定奉行三九号所載「元文・寛保期の鋳錢について」参照。

(19) 『大阪市史』巻三 触一八二二 寛保二年五月二日、他国江錢遣候儀勝手次第之事。京都で知つたのは三日であろう。

(20) 「銅座要用控」七番

(21) 「年々諸用留」六番 西(寛保元年)十一月、寛保二年正月六日、寛保三年十二月、各々伊予国より登銅高覺(泉屋吉左衛門より年寄奈良屋弥兵衛あて)

(22) 『泉屋叢考』第拾七輯 「住友と立川銅山」

(23) 「銅座要用控」八番 延享元年三月、泉屋吉左衛門等吹屋一四人連判申合証文。延享二年四月朔日、大坂銅座元締役銀子預り証文、同添証文。

(24) 「銅座要用控」八番 延享元年九月二十三日、田附阿波守様御意之趣

(25) 「銅座要用控」七番 寛保三年四月十六日、銅座役所申渡、『銅座要用控』八番 丑(延享一年)四月四日付銅吹屋中口上

- (27) 「銅座要用控」九番 寅(延享三年)正月、銅吹屋中口上書
(28) 『浪速区史』三三頁による。
(29) 宝曆十年正月吉日「吹屋公用帳」
(30) 午九月銀座年寄尾本吉左衛門「銅座勘定仕上口上書」、「銅
座勘定帳 但銀座預り之節尾本氏より之書上」と記して写しが
ある。

- (31) 「銅座要用控」拾二番 寛延二年正月七日条。「銅座貸方
覺」。巳五月徳倉長右衛門預り金証文。証文は「諸家証文類
及雜文書其一」にある。
(32) 『大阪市史』第三 触一九六三
(33) 「銀座銅代滯銀関係書類」に、預り証文はすべて現存する。

宝暦・明和期の住友の店員について

今井典子

目次

はじめに

一 史料について

二 「家隸籍貫」の記載内容

三 店員の採用から退職まで

四 店員の構成からみた各事業所の性格

五 分家店・別家店との関係

六 課題と展望

はじめに

江戸時代の住友の事業史のうち、店制や奉公人・別家制度については、部分的にはこれまで言及されてはいるが、それらを直接とりあげた研究はまだなく、その全体像は全く明らかにされていないと言わねばならない。関連史料の伝存状況は、年代や事業所によって精粗の差があるものの、細かな史料まで含めると、かなり広汎にわたっており、その研究には今後もある程度の時間が必要であろう。そこで本稿では、比較的まとまつた史料の残っている宝暦・明

和期の店員の実態を紹介することによつて、奉公人制度研究の予備的作業を行いたい。

一 史料について

宝暦期に、当主友昌（宝暦八年、一七五八、没）の弟の友俊（豊後町分家・両替業）の主導で行われた家政改革では、家法・店則の整備、吹所の改革、本店決算の実施などが相ついで実行されたが、その一環として行われたものに、書類の整備をあげることができよう。今日伝存する他の年代の史料に比べて、管理台帳的性格の史料が多いのも、単に伝存途上の偶然によるものではあるまい。そのような史料の一つが、宝暦十三年（一七六三）正月当時在職した店員全体の履歴を集めた「家隸籍貫」である。その後、明和三年（一七六六）五月と七年六月に改訂を施し、各人の履歴事項を追記し、新規採用者の分を追加し、退職者の分を除いて別冊とした。現在は、明和七年六月当時の在職者を収めた「家隸籍貫」と、退職者を収めた「宝暦十三末歳ヨリ明和七寅六月迄籍貫相除之分」の二冊となつて伝わっている。本稿では便宜上、両者を合わせて「家隸籍貫」と呼び、また「家隸籍貫」は「籍貫」、「籍貫相除之分」は「相除之分」と略称することにする。

「家隸籍貫」とちよど重なる時期の「宗旨手形控」には、⁽²⁾ 本店の住込奉公人の記録があり、また別子銅山（銅山および立川中宿・新居浜の全体を含む）の決算を記した「銅山帳」によって、銅山の店員（従業者の中山師家内と呼ばれる奉公人の名前がわかる。これらの史料との照合や、また他の史料から推しても、「家隸籍貫」は店員全体を網羅しており、不注意か何らかの理由による脱漏が皆無であるとはいえないにしても、「家隸籍貫」作成の意図は、店員全体を載せることにあつたと考えられる。

本稿ではこの「家隸籍貫」を分析することによって、この時期の店員の実態を明らかにしたい。

(1) ここで店員というのは、支配役・手代・子供であって、下て手代と呼んでおく。

男・下女・日雇などは含まれない。なお本稿では、特に職名を述べない場合には、成人店員という意味で、支配役も含め語としては本店と呼ぶこととする。

二 「家隸籍貫」の記載内容

「籍貫」には一〇四人、「相除之分」には八四人、合計一八八人の履歴が収められている。店員の名前は、行論の必要に応じて記すこととするが、まず全員に通し番号を付し、「籍貫」収録の人員には1～104、「相除之分」の方は除1～除84とする。

「家隸籍貫」の記載の様式は、一定の型にはまつたもので、1兵右衛門を例にとると、次のようである。

一
兵右衛門

但生国大坂玉手町、父松屋善右衛門

一延享元子年（一七四五）七月、奉公ニ出ル

当未（宝暦十三、一七六三）迄貳十年、幼名文四郎

一寛延三庚午年（一七五〇）三月、十八歳ニ而元服、同年家賃方加役被仰付、翌未三月迄相勤

一宝暦九卯年十二月、大払方被仰付、同十二年四月迄四ヶ年相勤、長七ヘ引渡

一同十二午年四月、元ノ役被仰付、并諸御店用状伝右衛門連名ニ被仰付候

第1表 「家隸籍貫」の構成

「籍 貫」		「相除之分」		所 属
1~ 23	23	1~32	32	大坂本店手代
24~ 36	13	33~51	19	同上 子供
37~ 39	3	52~53	2	京都手代
40~ 79	40	54~67	14	別子銅山手代
80~ 86	7	68~73	6	同上 子供
87~ 89	3	74~77·79	5	江戸中橋店手代
90~ 91	2	78	1	同上 子供
92~101	10	80~82·84	4	江戸米店手代
102	1	83	1	同上 子供
103~104	2			長崎店手代
合計	104	合計	84	

一当未三十壱歳

一延享元甲子年より明和二乙酉年迄、廿弐年相勤

一明和元甲申年（一七六四）七月十一日、支配役被仰付、伝右衛門

門より引渡

一当戌（明和三）三拾四歳

一兵右衛門儀、明和六丑十二月上旬より病氣ニ付、引籠養生仕候得共、碇と無之ニ付、明和七寅正月、御願申上、兄弟共方江

下宿養生仕寵在候

一当寅（明和七）ニ三拾八歳、弌拾七ヶ年相勤

「家隸籍貫」の構成は、第1表のとおりである。なおこの場合、大坂本店には、長堀吹所や山本新田の手代も含まれている。

三 店員の採用から退職まで

子飼いと中年奉公 元服以前の店員は子供と呼ばれ、子飼いの奉公人である。元服後に奉公すると、中年奉公となる。初めて奉公したときの年齢の明確な者についてみると（第2表）、子飼いは八歳から一七歳にわたっているが、一二歳を中心に、一一歳から一四歳が大多数を占める。中年奉公は一八歳から四五歳までと、五八歳が一人おり、非

第2表 店員の奉公年齢

年齢	人数	年齢	人数
8	1	18~22	10
9	2	23~27	15
10	7	28~32	11
11	22	33~37	8
12	27	38~42	7
13	22	45	2
14	18	57	1
15	5		
16	2		
17	1		
小計		54	
合計			
		107	
		161	

生國

店員の生國は第3表のとおりである。

州地方は店舗のある長崎の者が一人いるだけであり、東北地方からは一人も来ていないが、この両地方を除いた全国に及んでい

る。この範囲の広さも注目すべきである。

これからみると、生國を限定したとは考えられず、親元の家柄、口入人や請人との関係を重視したのであろう。店舗や家屋敷のある大坂・江戸、また別子銅山や山本新田

第3表 店員の生國

地名	人数	地名	人数
大坂	58	因幡	2
江戸	10	幡見	2
堺	3	濃泉	2
京都	1	和	1
長崎	1	備	1
伊予	16	周防	1
近江	15	紀	1
河内	11	淡路	1
播磨	11	岐	1
阿波	11	前賀	1
撫津	7	濃	1
山城	3	河	1
伊勢	3	三遠	1
武藏	3	信	1
丹波	2	上	1
備中	2	總	1
美作	2	不明	8
安芸	2	合計	188

注) 最初にあげた5都市を含む国々の
人数は、都市の分を除いたもので
ある。

常に年齢幅が広い。「籍貫」すなわち明和七年在職手代八一人中、子飼いは四八人で五九・三%、「家隸籍貫」の手代全体では、一四〇人中七六人で、五四・三%となる。中年奉公の比率の大きさが注目される。

子飼いと中年奉公では、待遇にどのような違いがあつたのか、今とのところ詳らかではないが、「子飼いに直す」とされた者が四人いるところからみて、子飼いはやはり一つの資格としての(1)待遇が与えられたのであろう。

第4表 手代の中登りの例

番号	名前	勤務地	生国	奉公年齢	中登年齢	勤続年数	中登り期間
47	清右衛門	別子銅山	大坂	16	29	14	9/6新居浜出船 10/27大坂出帆
48	常右衛門	〃	河内	15	23	9	
52	嘉兵衛	〃	江戸	23	34	12	4/16予州出船 8/5予州へ下向
55	助右衛門	〃	近江	13	23	11	正/11新居浜出帆 3/4予州へ下向
58	繁右衛門	〃	摂津	14	23	10	9/6新居浜出帆 11/17大坂出帆
59	源七	〃	近江	11	20	10	5/12大坂着 7/11予州へ下向
62	覚右衛門	〃	大坂	10	19	10	4/9着坂 6/3大坂出帆
104	儀右衛門	長崎店	伊予	12	33	22	11月着坂 翌年3月帰坂

の近辺が多いところから、そのように考えられる。特異なのは近江土山宿出身者が一〇人いることである。別子銅山の初代元メ(のちの支配役)で殉職し、手厚く葬られた杉本助七が土山宿の出身者であり、地縁関係が長年続いていることがわかる。⁽²⁾

なお、別家の子弟は特に多いとはいえない。⁽³⁾

元服 子供が元服すると手代となり、幼名を改め、どこかの部署を受持つこととなる。元服の年齢には個人差があり、一六歳から二一歳にわたっている。年齢の判明する五二例についてみると、一六歳三人、一七歳一〇人、一八歳二五人、一九歳一〇人、二〇歳二人、二一歳二人である。一八歳が一応の目途であつたといえよう。

中登り 奉公して一定の年数を勤めた店員に長期休暇を与える、中登り。在所登りなどと呼ばれる制度は、遠隔地の出店に店員を派遣している大店では一般に重要な意味を持つていたが、住友の場合、当時制度として確立していたかどうかはつきりしない。「家隸籍貫」に中登りの記載のある者は、第4表の八例にすぎない。

中登りの者は、まず大坂本店へ着いて挨拶を済ませたのち、生国へ赴き、再び大坂から帰任したらしい。別子銅山勤務の52嘉兵衛は江戸へ下つて親元へ帰

省しており、55助右衛門は在所（近江土山宿）行きと伊勢参宮をしている。¹⁰⁴儀右衛門は明和六年十一月に着坂し、翌年正月、生国の伊予へ赴き、三月に帰坂するが、長崎に当分大した用事もないというので、嵯峨清涼寺釈尊の江戸開帳の一⁽⁴⁾行に同行している。長崎帰任の日時は詳らかではない。48常右衛門（銅山勘定場小払役）は、「宝暦十三末年二月、常右衛門断中登、同五月御銅山江下向」とあり、その意味をとらえ難いが、中登りを途中で切りあげて帰任したか、所用を兼ねて上坂し、用事を済ませただけで帰任したのであろう。

この表でみると、奉公から中登りまでの年数はまちまちである。また「家隸籍貫」の記載形式が大体紋切り型であるのにもかかわらず、中登りの記載がこれだけしかないところからみて、少なくとも制度的に確定したものではなかつたようである。

休息 相当の年数を無事に勤めあげると、主人から休息を申渡され、家督銀を与えられ、別家分となる。「家隸籍貫」所載のうち、休息を申渡されたのは、第5表に掲げる一六人である。そのうち自分商売を始めた者は、除80九兵衛と、他には除52惣十郎・除54七右衛門・除55喜三兵衛が推測されるだけで、この他の者は、別家分として、その多くがこれまでどおりの勤務を続いている。

第5表の5から103までの七人は、明和七年当勤務中であるが、除1伝右衛門以下の九人のうち、休息と同時には除籍にならず、勤務を続けた者のその後の履歴は次のようである。

除1伝右衛門 延享三年（一七四六）に休息を申渡され、江戸米店の設立に尽力して支配役を勤めた後、父の生国下野へ移って、農業兼商業を営んでいたのを、主家の命によつて再勤し、江戸中橋店を再興して支配役を勤め、また大坂本店の支配役を勤めたが、明和元年（一七六四）、それを退いて、鰻谷毛綿店名前人となる。しかし明和六年に何故

第5表 「休息」を申渡された手代

番号	名前	奉公年齢	休息年齢	勤続年数	最終職位	休息後
5	孫右衛門	13	42	30		不仕合につき再勤
6	惣兵衛	45	61	17	新田支配役	これまで通り新田支配
38	久兵衛	14	43	30	新居浜口屋役頭	京都泉屋久兵衛名跡相続
39	源八	37	56	20	別子銅山荷方	京都嵯峨家守
63	佐兵衛	18	55	38	別子銅山床屋中番	これまで通り勤務
93	由兵衛		50		江戸米店元メ	別家格にてこれまで通り元メ
103	五右衛門			34	長崎店支配役	当分長崎在勤
除1	伝右衛門	11	39	29	浅草吹所勤	江戸米店支配・大坂本店支配
"2	弥兵衛	34	52	19	大坂隠居勤	別家分にて隠居勤
"3	安左衛門	34	55	22	本店書翰方	別家分書役
"52	惣十郎			23	京都塗師屋町勤	除籍(別家カ)
"53	金兵衛	9	40	32	豊後町店勤	京都支配役
"54	七右衛門	11	46	36	別子銅山支配役	大坂平右衛門町住居(別家)
"55	喜三兵衛	13	42	30	立川中宿役頭	予州下向(別家カ)
"56	太兵衛			28	"	病死
"80	九兵衛	14	46	33	江戸米店支配役	紅商売(別家)

か解職され、主家への出入、別家中との交際を禁じられ、除籍される。

除2 弥兵衛 宝暦十二年(一七六二)、別家分隠居勤となり、その後、家守や本店勤を経て、明和五年退職。

除3 安左衛門 宝暦十三年、別家分書役、のち台所方となり、明和三年病死。

除53 金兵衛 宝暦十三年、京都支配役塗師屋町詰となるが、明和元年、在所(摂津)で病死。

休息を申渡され、家督銀を与えられることは、泉屋の屋号と暖簾印を用いて、自分商売を始める資格を得たことを意味するはずであるが、この時期には自分商売を始める者はごくわずかであった。それどころか除3 安左衛門は、別家分となつてからも、病死するまで住込み奉公を続けていた。⁽⁵⁾

中途退職 主人から休息を申渡される者よりは、その前に退職する者がずっと多い。「相除之分」に載っている八四人のうち、休息を申渡された九人を除く七

第6表 店員の退職理由

理由	手代	子供	合計
豊後町店へ転	2	1	3
婚姻	2	0	2
依願	10	3	13
病氣	6	7	13
死	8	1	9
不奉公	8	4	12
出奔	4	0	4
理由記載なし	8	7	15
不明	0	3	3
その他	0	1	1
合計	48	27	75

五人の退職理由は、第6表のとおりである。

「婚姻」を理由とする二人、除6嘉左衛門・除75武助は、一人は別家の子弟間の縁組、また一人は別家の婿養子となっているので、それを表立つて理由にあげているのであろう。「不明」というのは、「相除之分」に、除籍の記事そのものが欠けている者である。「その他」一人というのは除42卯之松で、その事情はややこみ入っている。まず「相除之分」の卯之松の記事は次のようである。

一 卯之松

一生国勢州内宮今在家、父御師鶴飼大夫

一明和二酉年九月二日より奉公罷出ル

一三ヶ年以前、南本町泉屋喜兵衛方ニ相勤セ置候処、酉ノ八月、兄習事と申者入来之上、願ニ付、本家江出勤、尤喜兵衛も右断申出候

一当戌十七歳、二年相勤

一泉屋喜兵衛と長七儀離縁ニ付、戌八月十二日、卯之松儀、喜兵衛方江指帰シ、暇遣ス

これによると明和二年（一七六五）から三年前、すなわち宝暦十三年、一四歳のとき、住友の別家泉屋喜兵衛方へ奉公した。それは「相勤セ」という表現からみて、住友が紹介または派遣したようである。ところで明和元年、本店に勤めている長七が、喜兵衛方の婿養子になることに内定したが、喜兵衛方の経営が思わしくなく、家屋敷も住友へ抵

当流れになるような有様となつたため、この縁組は破談になつた（「籍貫」⁴）。卯之松は兄の願いによつて、明和二年から住友の本店に勤めていたが、この破談の影響を受けて、喜兵衛方へ戻されたのである。

(1) 寛延三年十月に、友俊から「惣手代共」に宛てた家政改革に関する「覚」に次の規定がある。

一近来召抱候者も、品能相勤候者は、幼年より相勤候手代共同

前ニ、格式引直、召遣候、引直召遣候上者、幼年より相勤候手代共と、全同事ニ候間、随分可致出情事

(2) 近江日野の中井源左衛門家の奉公人の中でも、土山宿の出身者が多い。原田敏丸「徳川時代近江商人の店員組織」日野

の豪商中井源左衛門家の場合」（『本庄先生古稀記念・近世日本の経済と社会』有斐閣、昭和三十三年）

(3) 父が泉屋の屋号を持つ者が一一人いる。

(4) 明和九年二月に儀右衛門が長崎へ下向している。この時まで上方に留っていたのかもしれない。「年々諸用留」八番。

(5) 「宗旨手形控」

四 店員の構成からみた各事業所の性格

明和七年（一七七〇）六月当時の各事業所の店員の数は、第1表の「籍貫」の欄のとおりである。これによると、別子銅山四七人、大坂本店三六人、江戸米店一一人の順となる。京都は事業を行つてゐるわけではないが、店舗を構えている江戸中橋店（五人）と長崎店（二人）が、意外に少人数である。

大坂本店は住友の事業の本部であり、店員の数も第二位である。また別子銅山は、住友の事業を支える最大の事業所である。そしてこの両所の店員の構成は、さまざまの点で対照的である。そこでまずこの両所を対比することによつて、それぞれの特徴を明らかにするとともに、住友の店員のあり方全体に通じる問題を考えてみたい。

第7表 手代の年齢構成(明和7年)

年齢	大坂本店		別子銅山	
	人	%	人	%
18~27	9	39.1	13	32.5
28~37	5	21.7	17	42.5
38~47	4	17.4	8	20.0
48~57	2	8.7	1	2.5
58以上	3	13.1	1	2.5
合計	23	100.0	40	100.0

第8表 手代の勤続年数(明和7年)

勤続年数	大坂本店		別子銅山	
	人	%	人	%
1~10	14	60.9	12	30.0
11~20	2	8.7	18	45.0
21~30	5	21.7	8	20.0
31以上	2	8.7	2	5.0
合計	23	100.0	40	100.0

第7表は、手代の年齢構成を対比したものである。銅山の手代の年齢が、一八〇四七歳、ことに一八〇三七歳に集中しているのに對して、大坂は年齢の分布の幅が広い。最高齢者は大坂が六八歳、銅山は五八歳である。

第8表は、手代の勤続年数を対比したものである。第7表からわかるように、銅山の方が平均年齢が低いにもかかわらず、勤続年数は長い。これは銅山には子飼いが多いためで、大坂の手代は二三人中一二人(五二・二%)

が子飼いであるのに對して、銅山は四〇人中二八人(七〇%)が子飼いである。

子供の定着率をみると、宝暦十三年以来、大坂では子供三六人が採用され、明和七年までに一九人(五二・八%)が退職し(うち一人は病死)、四人が手代に昇進し、一三人が子供のまま勤めている。銅山へは子供一九人が採用され(うち三人は予州抱)、退職したのは六人(三一・六%)、六人が手代に昇進し、七人が子供のまま勤めている。

これだけみても、別子銅山へは精選された子供が送り込まれ、彼らの多くが、三〇年ほどを辛抱強く勤めているようである。これに対しても大坂の店員の履歴・進退は多様である。

第9表は、休息以前に転勤した店員の例を集めたものである。この表で銅山というのは別子銅山、吹所は本店に隣接する長堀吹所である。

これでみると、銅山から他へ転出する例は少くないが、他から転勤してくる例はごく僅かで、明和七年在職者で

第9表 店員の転勤例

番号	名 前	転 勤 歴
2	太郎兵衛	銅山→大坂本店→吹所
3	作右衛門	銅山→豊後町店→大坂本店
4	長七助	江戸店→大坂本店
7	庄助	銅山→大坂本店
8	幸右衛門	生野銅山→吹所
9	源兵衛	江戸米店→大坂本店
14	又市	酒店→鼈甲屋→大坂本店→家守
46	五郎右衛門	浅草吹所→大坂本店→銅山
87	直右衛門	銅山→江戸米店→同中橋店
92	宇兵衛	銅山→備中銅山→銅山→江戸米店
104	儀右衛門	銅山→大坂本店→長崎店
除1	伝右衛門	江戸中橋店→浅草吹所→休息→中橋店→大坂本店
" 2	弥兵衛	金堀銅山→大坂隠居勤
" 3	安左衛門	銅山→大坂本店
" 4	万右衛門	大坂本店→江戸米店→銅山→豊後町店→銅山→豊後町店
" 5	安兵衛	大坂本店→吹所→豊後町店
" 15	安善	大坂本店→酒店
" 29	喜右衛門	吹所→大坂本店→銅山
" 37	半藏	大坂本店→豊後町店
" 42	卯之十兵	泉屋喜兵衛店→大坂本店→喜兵衛店
" 52	惣金忠助	銅山→大坂本店→京都
" 53		銅山→大坂本店→豊後町店
" 58		銅山→大坂本店
" 75	武	銅山→江戸中橋店

は、46五郎右衛門ただ一人である。こうしてみると、銅山には本店や他の店とは異なる、精銳・純血主義とでもいうべき店員の配置が行われていたようである。

このように大坂本店と別子銅山を対比した上で、次に各事業所ごとにみていくたい。

大坂本店 明和七年(一七七

○) 六月当時の店員は、手代二三人・子供一三人である。大坂

本店の「宗旨手形控」(宝暦十三年(明和五年))には、住込奉公人が記載されているが、当該期間に在職しているながら、「宗旨手形控」に見当らない者が六人いる。

1兵右衛門(宝暦十二年元々、明和元年支配役、宝暦十三年三歳)、2太郎兵衛(宝暦十二年吹方役頭、同十三年四六歳)、

4長七(宝暦十三年二七歳のとき、別家泉屋喜兵衛方婿養子内定)、5孫右衛門(「家督」申付ののち、不仕合につき再勤、宝暦十三年六一歳)、6惣兵衛(宝暦九年山本新田支配役、同十三年五九歳)、23治郎右衛門(天王寺田地役、宝暦十三年五七歳)

これらの人々は、5孫右衛門を除いて休息を申渡されていない(6惣兵衛は明和二年に申渡される)が、本店に住込んではいなかつたようである。⁽¹⁾

第10表 大坂本店の役割分担	
役 目	人 数
役役役役方役役方方方方詰	1
配味払払輸所物側賃請質地所	1
支吟大小書台買御家普家田吹	2
新田支配役	1
合 計	27(実数21人)

当時の本店の役割分担は第10表のとおりである。手代二人中二人で分担していた。他の二人は鰻谷の掛屋敷の家守を勤める14又市と、役目の記載のない5孫右衛門である。

別子銅山 銅山の従業者は奉公人と稼人に大別できる。前者は山師家内と呼ばれる店員で、後者は採鉱・製煉・運搬などに携わる現業員である。山師家内にも、大坂から派遣された者と現地採用の者があり、現地採用者には手代として「籍貫」に入れられる者と、中間⁽²⁾という補助員のような者がある。中間のうちから手代格に取立てられる者もあつた。明和七年在職者のうち「予州抱」が七人、「中間より取立」が二人いる。

「銅山帳」の給与関係の項目によると、明和七年上期(正月～益前)には、手代・子供五〇人、中間五〇人がいる。手代のうちこの期に初出の二人を除く四八人のうち、四七人は「籍貫」と一致するが、一人だけは「籍貫」に記録がない。

中間から手代格に取り立てられたのは、63佐兵衛と70唯七である。佐兵衛は伊予国宇摩郡中村の出身、享保十五年(一七三〇)一八歳で奉公し、宝曆四年(一七五四)四二歳のとき手代格となる。銅山床屋中番を勤め、明和四年(一七六七)五五歳のとき休息を申渡されるが、これまでどおり勤めている。唯七は同郡天満村の出身、延享元年(一七四四)二十五

第11表 江戸中橋店の店員(明和7年)

番号	名前	年齢	奉公年齢	役職	備考
87	直右衛門	41	26	仮支配役	第9表参照、明和2より中橋店
88	孫七助	35	30	家守	江戸中橋住人
89	丈助郎	21	11	金銀請払仮役	生国泉州堺、14歳より中橋店
90	市五郎	15	12	子供	生国江戸小石川
91	又次郎	14	11	〃	生国江戸木挽町

歳で奉公し、宝暦十二年四三歳のとき手代格となる。立川中宿銅藏方を勤め、明和七年には五一歳で二七年勤続である。

京都 京都には当時住友の店舗はなく、京都支配役が役人との応対、掛屋敷の管理、寺社や住友家の親戚との交際などを相当していた。

「家隸籍貫」から判明するところによると、木屋町の別家泉屋久兵衛が代々の京都支配役で、享保十八年(一七三三)、当時の久兵衛が病死した後は、幼少の悴和助が延享四年(一七四七)に元服・襲名し、宝暦二年(一七五二)に京都支配役となるまでの間、手代徳兵衛が役目を引受け、久兵衛就任の後は加役となり、宝暦八年に久兵衛が病死すると、明和四年(一七六七)まで代役を勤めた。この徳兵衛は享保十六年から久兵衛方に勤めていた者である(「籍貫」³⁷)。

明和四年には、別子銅山を三〇年勤めあげて休息を申渡された彦右衛門が、久兵衛の名跡を相続し、先代久兵衛の悴久次郎は、その養子となつた(「籍貫」³⁸)。

この間、宝暦十三年から明和元年という短期間ながら、豊後町店勤で休息を申渡された金兵衛が、塗師屋町詰の京都支配役を勤めていた(「相除之分」³⁹)。

江戸中橋店 この店の開設の時期ははつきりしないが、延宝初年にはその所在が確認できる。当初は東北地方の銅山の経営や産銅の買付けに当たつたようであるが、銅に対する幕府の統制が強化されるのに従つて、幕府勘定所はじめ要路との交渉にも、重要な役割

を果してきた。その後は、享保十二年（一七二七）から宝暦元年（一七五一）まで中絶状態であったが、除¹伝右衛門の働きで再興された。宝暦・明和期には、地壳銅の販売、勘定所などとの交渉、江戸の掛屋敷の管理、小規模な金融などが業務であったようで、店員は第11表のとおりである。直右衛門は、再興者伝右衛門から数えて三代目の支配役（仮）であるが、この店での勤務年数は長くない。生え抜きの手代は89丈助ただ一人である。

江戸米店 延享三年（一七四六）に住友が江戸浅草に、新規に札差業を始めた店で、事業は順調に発展し、宝暦十二年（一七六二）には、別家の札差店をも開業している。開業から五年たった寛延四年（宝暦元、一七五一）の米店の奉公人は、支配人・手代・賄方・子供を合せて一三人であった。同年、家政改革の一環として、「店惣人数向後半減相縮可申」との申渡しがあった⁽²⁾が、事業の発展とは両立し難かつたとみえ、明和七年の店員は、支配役宇兵衛・元メ由兵衛はじめ、手代一〇人・子供一人で、賄方はこの他であるから、ほとんど変わっていない。

長崎店 住友は江戸時代の初期から銅の輸出を行ない、また諸貨物の輸入も早くから行っていたから、長崎店の開設は相当に古いと考えられる。輸入貿易を行っていたのは、延宝初年までと、宝永ごろから元文五年までである。住友は銅の輸出では、江戸時代を通じて首位の座を占め、銅座や長崎会所によつて、銅貿易の統制が行われるようになつても、銅輸出の実務は、大坂の銅吹屋仲間が担当したから、住友の長崎店の役割りには、大きなものがあつた。店舗は浦五嶋町にあり、その銅蔵が銅会所の蔵として使用され、明和三年（一七六六）、会所の銅蔵が新地に移つた後も、銅会所は住友の長崎店の地所の一部を使用していた。しかし宝暦ごろには銅貿易はすでに下降線をたどつており、また元来遠隔地があるので、大坂から派遣される手代は少人数であった。

(1) この六人を除いて「家隸籍貫」と「宗旨手形控」は大体一

致しており、彼らの年齢や立場からみて、通勤していたとみ

て不自然ではあるまい。ただし最初に引用した兵右衛門の履歴に、病氣のため「御願申上、兄弟共方江下宿養生」とあるよう、通勤は黙認されていたにすぎなかつたのかもしだい。

(2) 「覚」のうち「江戸店掲書」。なお『泉屋叢考』第拾六輯「札差業と住友」は、この店と別家二店による札差業に關する詳細な研究である。

五 分家店・別家店との関係

豊後町店 本家の家政を後見し、種々の改革を実行した友俊の豊後町分家は、本家と対等に近い家格を得ており、営業上も親しい関係にあつた。豊後町店は別個の店員組織をもつていたが、第9表にみられるとおり、五人(3・除4・除5・除37・除53)が本店から豊後町店へ転出している。除4万右衛門のように二度も行つた者、また3作右衛門や除53金兵衛(休息後、第5表所掲)のように戻つてきた者もあり、恐らく豊後町店の必要に応じて派遣したのであろう。

毛綿店 宝曆・明和期には、別家格の手代を名前人とする毛(木)綿店があつた。この店は明和元年(一七六四)に、長堀橋本町から鰐谷壱丁目へ移転した。店名前人は伝右衛門で、奉公人は手代一〇人・子供六人・下男四人・下女一人である。また「橋本町店ニ当分残置候人数」として手代五人・子供三人があり、全員で三〇人という大人数である。店名前人の伝右衛門は、これまでにも述べたように、明和元年に大坂本店の支配役を退き、この店の名前人となつたのである。この間の事情は「相除之分」によると次のようである。

一明和元甲申年七月十一日、老病保養退役願ニ付、跡支配兵右衛門江引渡候、然共生國帰住御指留、大坂九之助町江休足所御建替、鰐谷より移候、鰐谷毛綿店名前ニ相立候ニ付、鰐谷居宅之積ニ而、九之助町ハ出養生場之

積当分仕置候、病氣障ニ不相成候節ハ御本家江相詰、世話仕(下略)

また当時豊後町店に勤めていた除4万右衛門が、明和元年八月から十二月にかけて、「毛綿店勘定諸帳面改當分勤」めている。除21藤助は宝暦十三年(一七六三)十一月に本店に奉公し、十二月に毛綿店へ出勤、間もなく病氣のため退職したが、本店から派遣した店員である。

こうしてみると、この店は伝右衛門の自分商売の店でないのは確かで、豊後町分家の所有にかかる店であつたらしい。⁽²⁾毛綿店の店員が、本店派遣の者の他は「家隸籍貫」に載っていないのも、そのためであると考えられる。

酒店 これは博労町の別家泉屋十右衛門の店である。經營が思わしくなく、十右衛門の素行にも問題があつたため、宝暦五年(一七五五)、伴与市(四歳)に名義を切替え、さらに同九年には、泉屋与市の酒株を本店が引受けて出店分とした。⁽³⁾同十二年四月には、一一歳になつた与市が本店へ奉公したが、間もなく同年十月には再び与市名義に変え、「与市博労町江引越、夜分は御本家江相詰、算筆稽古」をするようになつた。明和四年(一七六七)に元服し、同七年から本店の小払方を勤めている〔籍貫〕¹⁶。この間、本店からも手代を派遣して酒店の經營に当つたが、立ち行かなくなり、閉店した。

泉屋喜兵衛店 この店については、本店の長七が婿養子に内定していたが、經營不振のため破談になつたこと、またそのために、この店から本店へ來ていた子供卯之松が戻されたことは前に述べた。さらにこのとき、本店から喜兵衛店へ派遣してあつた子供乙松は、本店へ引取られた〔相除之分〕⁴¹。

このように別家の店へは、金銭面だけでなく、店員の派遣や子弟の教育までして、監督・支援をしていたことがわかる。

(1) 「宗旨手形控」

(2) 「年々諸用留」七番、明和元年十月の記事に、次のようにある。

一 豊後町木綿店名前伝右衛門立置、阿州御屋敷并淡州荷主方、

伝右衛門名印指出候(下略)

この豊後町木綿店は、豊後町にある木綿店というよりは、豊

(3) 「年々諸用留」七番

後町分家の木綿店と解するのが、本文に述べたような事柄からみて自然であろう。またこの記事によると、伝右衛門は豊後町分家と、かなり深いかかわりを持たされていたようである。

六 課題と展望

これまで「家隸籍貫」という限られた史料から、宝暦・明和期の住友の店員について検討してきた。先学による奉公人制度の研究によつて、京都・近江・伊勢など上方に本拠を置き、江戸その他の遠隔地に多くの出店をもつ大店では、店員は主家の所在地や主人の出身地、または主たる店舗の近辺から採用され、また子飼いが原則であったことが明らかにされ、多くの実例が報告されている。⁽¹⁾ ただし大坂の両替商鴻池家では、元禄く享保期には中年奉公が少なからずあり、子飼いと同等の、年数からみれば有利ともいえる待遇を受けていたことが、安岡重明氏の研究によつて明らかにされている。⁽²⁾

住友にも中年奉公が多く、勤めぶりによつて子飼いと同等の待遇をするという規定があり、該当者の多少を別にすると、鴻池家と共通している点は興味深い。また住友では店員の生國に特に限定を設けていなかつたことも前述したとおりである。この僅かな事例からあえていえば、上方の中でも大坂という都市は、比較的開放的な性格の都市だつ

たのではなかろうか。

本稿で明らかにしたような店員の実態は、住友の事業が一つの壁にぶつかって、家政改革を行つてゐる時期のものであり、それ以前の、事業が隆盛に向かつていた時期には、また異なつた姿があつたにちがいない。逆にこれよりさらに後の時代になると、また別の事態が起こつてくる。

文政五年（一八二二）正月、別家一六人が連名で、店員の採用の仕方について、本店へ願書を出した。その趣旨は、近年別家の衰退が目立つので、店員の採用を別家中の子弟からに限つてほしい、もし他家の子弟を採用する場合は、別家のटラスとしてほしい、そうすればその店員が勤めあげて、別家に取立てられるのを期待することができる、というのである。この願意は聞届けられて、少なくともここに、ある変化を予測せねばなるまい。

住友の店制・奉公人制度・別家制度の研究は、最初にも述べたように未開拓であり、本稿を一つの手がかりとして、今後も研究を進めて行きたいと思う。

(1) 原田氏前掲論文。江頭恒治『近江商人中井家の研究』昭和四十一年、雄山閣。北島正元編『江戸商業と伊勢店』昭和三十七年、吉川弘文館。

(2) 安岡重明「享保期における商家奉公人の性格—鴻池家の場営—」『社会経済史学』第三一卷第六号、昭和四十一年。三井文庫編『三井事業史』本篇第一巻、一九八〇年、三井文庫。

(3) 「年々諸用留」十二番
林玲子「江戸店の生活—白木屋日本橋店を中心として—」(西